

◎新潟県告示第43号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年1月16日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
アノ山沢地区	新発田市境	次の図のとおり	土石流
山ノ下地区	新発田市横岡、西浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下横岡地区	新発田市横岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横岡(1)地区	新発田市横岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
横岡(2)地区	新発田市横岡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
葡萄沢地区	新発田市横岡	次の図のとおり	土石流
蚊ヶ谷川地区	新発田市横岡	次の図のとおり	土石流
下谷川地区	新発田市横岡	次の図のとおり	土石流
金山(1)地区	新発田市金山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
金山(2)地区	新発田市金山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
金山(3)地区	新発田市金山	次の図のとおり	土石流
下西山地区	新発田市下西山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西浦地区	新発田市西浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平山地区	新発田市平山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
平山(1)地区	新発田市平山	次の図のとおり	土石流
住田地区	新発田市住田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
沢口川地区	新発田市大槻	次の図のとおり	土石流
八幡地区	新発田市八幡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
新保小路地区	新発田市新保小路	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

東宮内地区	新発田市東宮内	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
-------	---------	---------	---------

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

2 長岡地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
城之丘(3)地区	長岡市城之丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城之丘(8)地区	長岡市城之丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城之丘(1)地区	長岡市城之丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城之丘(2)地区	長岡市城之丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城之丘(7)地区	長岡市城之丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城之丘(4)地区	長岡市城之丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城之丘(5)地区	長岡市城之丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
城之丘(6)地区	長岡市城之丘	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）